



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集登載事項)

○ 告示

- 1287 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(N P O 協働推進課)
1288 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
1289 生活保護法による指定施術機関の廃止
()
1290 生活保護法による医療機関の指定()
1291 生活保護法による施術機関の指定()
1292 貸金業の業務の停止
(商工労働総務課)
1293 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した
意見の概要
(商工振興課)
1294 森林病害虫等防除法による特別伐倒駆除命令の内
容
(森林整備課)
1295 森林病害虫等防除法による伐倒駆除命令の内容
()

○ 教育委員会告示

- 8 昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書
採択地区)の一部改正

○ 選挙管理委員会告示

- *90 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者
投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

○ 公告

- 入札公告
(総務事務集中課)
" (農村計画課)
" ()
開発行為の工事の完了
(都市政策課)

告 示

和歌山県告示第1287号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局N P O 協働推進課及び和歌山県N P O サポートセンターに備え置いて、平成17年10月21日まで縦覧に供する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年8月21日

2 名称

特定非営利活動法人ボランティアセンタさつきの会

3 代表者の氏名

石橋誠一郎

4 主たる事務所の所在地

橋本市御幸辻770番地の76

5 定款に記載された目的

この法人は、人生の全期間を通じて主体的な生き方を選択し長寿を喜び楽しむことの出来るような社会を構築することを目指し、高齢者及びその他支援を要する人々に対して「自立・親切・助け合い」をモットーに生活支援事業を行い、全ての人々が安心して暮らせる生活と生々とした地域社会づくりと同時に福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1288号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定期	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
伊医 38-38	西岡診療所	伊都郡かつらぎ町東渋田76	平成 17.8.31
伊医 83-12	医療法人南労会あじさいクリニック	伊都郡かつらぎ町笠田中256-1	平成 17.8.31

和歌山県告示第1289号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村良樹

指定期	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
-----	-----	-------	-----------

和歌山県報 第1693号

平成17年9月20日(火曜日)

新柔 6-16	佐伯整骨院	新宮市千穂3-4-24	平成 17.8.27
------------	-------	-------------	---------------

和歌山県告示第1290号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村 良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
御医 70-17	医療法人奥田医院 おくだこどもクリニッック診療所	御坊市湯川町小松原字九原坪551番地4	平成 17.9.1

和歌山県告示第1291号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村 良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
新柔 8-17	佐伯整骨院	新宮市緑ヶ丘2-2-54	平成 17.8.27

和歌山県告示第1292号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年9月13日から平成17年9月30日までの間の18日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年9月8日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村 良樹

- 1 商号又は名称 平成商事
- 2 氏名 城昭典
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 西牟婁郡白浜町才野737番地の1
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01340号
- 5 登録年月日 平成14年9月30日

和歌山県告示第1293号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村 良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーパークワ ペアシティ新宮店

和歌山県新宮市字谷王子418-1

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

東牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

新宮市経済観光部商工観光課(和歌山県新宮市春日1-1)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年9月20日から平成17年10月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1294号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村 良樹

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成17年10月11日から平成18年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は、破碎すること。

4 命令をしようとする理由

平成17年8月1日から31日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、

平成17年9月20日(火曜日)

3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、
1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与える
おそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けこととなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1295号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村 良樹

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、粉河町、那賀町、白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成17年10月11日から平成18年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成17年8月1日から31日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けこととなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

平成17年9月20日(火曜日)

教育委員会告示**和歌山県教育委員会告示第8号**

昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月20日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦
本文中「、花園村」及び「、熊野川町」を削る。

選挙管理委員会告示**和歌山県選挙管理委員会告示第90号**

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年9月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒男

第1項の表中	国保橋本市民病院	橋本市東家1
丁目3番8号	を	橋本市東家1
」		
橋本市小峰台二丁目8番地の1	に、第2項の表中	

「西牟婁郡老人福祉施設組合立養護老人ホーム 椿園」を「紀南地方老人福祉施設組合立養護老人ホーム 椿園」に、「西牟婁郡老人福祉施設組合立特別養護老人ホーム 百々千園」を「紀南地方老人福祉施設組合立特別養護老人ホーム 百々千園」に、第5項の表中「有田郡湯浅町大字吉川52番地の6」を「有田郡湯浅町大字吉川52番地の1」に改める。

公 告**入札公告**

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村 良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成17年度調達番号00172413号

(2) 購入物品の名称及び数量

海水電解殺菌装置 循環水用 2式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年2月17日(金)

(5) 納入場所

和歌山県水産研究所(仮称) 東牟婁郡串本町串本1557

-20

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「産業用機械器具」に登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務事務集中課

(2) 期間

平成17年9月20日(火)から平成17年10月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年10月13日(木) 午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年10月13日午前10時までに総

平成17年9月20日(火曜日)

務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、

この者に代わって当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務事務集中課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2291
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約の締結における議会の議決の要否
否

入札公告

県営畠地帯総合整備事業名田地区上野2工区区画整理工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に対する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度県債畠総第1号-6
- (2) 工事名 上野2工区区画整理工事
- (3) 工事場所 御坊市名田町上野地内
- (4) 工事概要 区画整理工事10.3ha
盛土 490,000m³
基盤整地 5.3ha
調整池 1か所
放流管 φ1,000mm (L=23.9m)
堅工3箇所
園内排水路 (300~1,000mm) L=3,687m
- (5) 工期 平成19年3月31日まで
- (6) 予定価格 299,838,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 調査基準価格 231,133,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (8) 施工形態 単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）又は特定建設工事共同企業体

平成17年9月20日(火曜日)

(9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(10) 支払条件 前払金 有

部分払 有

平成17年度支払限度額 概ね34%以内

平成18年度支払限度額 概ね66%以内

(11) 契約の保証 要

(12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、特定建設工事共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は特定建設工事共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、特定建設工事共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合 (経常建設工事共同企業体の場合は、すべての当該構成員がアからオまで及びコの要件を、構成員のいずれかがケ及びシの要件を、共同企業体としてカ、キ、サ及びシの要件を満たすものであること。)

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 御坊市及び日高郡内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 平成7年度以降、元請として国又は地方公共団体等発注の区画整理工事若しくは土地造成工事又は扱い土量10,000m³以上の盛土工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

コ 平成7年度以降、国又は地方公共団体等発注の区画整理工事若しくは土地造成工事又は扱い土量10,000m³以上の盛土工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、900点以上であること。

シ 土木工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日施行)において各構成員の総合点数を基に算出した土木一式工事の総合点数が900点以上となること又は共同企業体の代表幹事となる者が、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

カ 御坊市及び日高郡内に主たる営業所を有する者であること。

キ 各構成員は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が830点以上であること。

ク 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のケ及びコに掲げる要件を満たしていること。

ケ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

コ 一共同企業体で土木一式工事の監理技術者で5名以上有すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年9月20日(火)から平成17年10月18日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休

和歌山県報 第1693号

平成17年9月20日(火曜日)

日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 御坊市湯川町財部651

和歌山県日高振興局農林水産振興部農林
水産課

電話 0738-24-2946(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 (2) のアに同じ。

閲覧場所 (2) のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

受付期間 平成17年9月26日(月)から平成17年9月28
日(水)までの3日間

受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後
審査・郵送方式)試行要領(平成17年8月1日制
定。以下「試行要領」という。)に定める質問
書により直接持参若しくはファクシミリ又は
電子メールのいずれかの方法で提出すること。

受付場所 御坊市湯川町財部651

和歌山県日高振興局農林水産振興部農地課
FAX 0738-24-2916

e-mail e1305511@pref.wakayama.lg.jp

回答期間 平成17年10月4日(火)から平成17年10月6
日(木)までの3日間

回答の閲覧方法 和歌山県農林水産部農業政策局農村
計画課のホームページ([http://www.
pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500))に
掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

提出期間 平成17年10月12日(水)から平成17年10月18
日(火)まで

提出先 〒644-8799

御坊郵便局留

和歌山県日高振興局農林水産振興部農林水產
課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方針により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表
面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事
場所、入札者の商号又は名称(経常建設工事共同
企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共
同企業体名)、建設業許可番号(経常建設工事共

同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、
代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び
氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシ
ミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資
料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回
った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平
成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封
筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、
工事場所、入札者の商号又は名称(経常建設工事
共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合
は、共同企業体名)、建設業許可番号(経常建設
工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の
場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の
所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及び
ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は
配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送する
こと。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送
すること。ただし、提出期間の開始の日から終了
の日までの受領日付が外封筒に表示されたもの
は、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何に
かかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回
は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

試行要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札書の無効について

試行要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

試行要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年10月19日(水)午後2時から

開札場所 日高振興局 別館1階入札室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年10月19日(水)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年10月24日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp>) に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、和歌山県農林水産部競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、次のとおり。

ア 単体企業の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	平成7年度以降、元請として国又は地方公共団体等発注の区画整理工事若しくは土地造成工事又は扱い土量10,000m ³ 以上の盛土工事の施工実績
イ 技術者評価	配置予定技術者の平成7年度以降の国又は地方公共団体等発注の区画整理工事若しくは土地造成工事又は扱い土量10,000m ³ 以上の盛土工事の経験 配置予定技術者の資格（監理技術者）

イ 特定建設工事共同企業体の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 平成7年度以降、元請として国又は地方公共団体等発注の区画整理工事若しくは土地造成工事又は扱い土量10,000m ³ 以上の盛土工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の国又は地方公共団体等発注の区画整理工事若しくは土地造成工事又は扱い土量10,000m ³ 以上の盛土工事の経験 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）

7 落札者の決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者（低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

平成17年9月20日(火曜日)

(1) 単体企業の場合

〒644-8799

御坊郵便局留

和歌山県日高振興局農林水産振興部農林水産課行

開札日 平成17年10月19日

工事年度・工事番号 平成17年度県債畠総第1号-6

工事名 上野2工区区画整理工事

工事場所 御坊市名田町上野地内

商号又は名称 (経常建設共工事共同企業体の場合は共同企業体名)

建設業許可番号 (経常建設工事共同企業体の場合は代表幹事の建設業許可番号)

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

(2) 共同企業体の場合

〒644-8799

御坊郵便局留

和歌山県日高振興局農林水産振興部農林水産課行

開札日 平成17年10月19日

工事年度・工事番号 平成17年度県債畠総第1号-6

工事名 上野2工区区画整理工事

工事場所 御坊市名田町上野地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

平成17年9月20日(火曜日)

入札公告

県営かんがい排水事業日高川地区日高川横断管設置工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木村 良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度県債県かん第2号-3
- (2) 工事名 日高川横断管設置工事
- (3) 工事場所 御坊市野口～日高郡日高川町若野地内
- (4) 工事概要 2級河川日高川を横断するミニシールド工法による管渠工事
施工延長384m 1次覆工内径1,350mm
内挿管(FRPM)φ1,100mm (L=382m)
取り合わせ水路 (L=105m)
- (5) 工期 670日
- (6) 予定価格 589,942,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 調査基準価格 456,071,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後VE方式工事である。
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (11) 支払条件 前払金 有
部分払 有
平成17年度支払限度額 概ね34%以内
平成18年度支払限度額 概ね43%以内
平成19年度支払限度額 概ね23%以内
- (12) 契約の保証 要
- (13) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有

する1か所の営業所をいう。以下同じ。）又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

- オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。）第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあっては850点以上、その他の者にあっては1,150点以上であること。
- キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成16年4月1日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
 - ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が和歌山県に主たる営業所を有する者にあっては1,000点以上、その他の者にあっては1,150点以上で、かつ、元請として平成7年度以降にシールド工法（ミニシールド工法を含む。）による水路トンネル工事の施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降のシールド工法（ミニシールド工法を含む。）による水路トンネル工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。）としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

平成17年9月20日(火曜日)

ク 一共同企業体で土木の監理技術者を5名以上有すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年9月20日(火)から平成17年10月18日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課
電話 073-441-2940(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 (2)のアに同じ。

閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

受付期間 平成17年9月26日(月)から平成17年9月28日(水)までの3日間

受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参若しくはファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課
ファクシミリ番号 073-425-0287
e-mail e0713001@pref.wakayama.lg.jp

回答期間 平成17年10月4日(火)から平成17年10月6日(木)までの3日間

回答の閲覧方法 和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課のホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

提出期間 平成17年10月12日(水)から平成17年10月18日(火)まで

提出先 〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は不受理とする。

(4) 入札書の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年10月19日(水)午後2時から

開札場所 県民文化会館4階405号室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年10月19日(水)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年10月24日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、和歌山県農林水産部競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。なお、その際の着目点は、以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降のシールド工法(ミニシールド工法を含む。)による水路トンネル工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降のシールド工法(ミニシールド工法を含む。)による水路トンネル工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

(1) 当該工事を受注した和歌山県内に主たる営業所を有しない者は、当該工事の水路トンネル部分が概成するまで、和歌山県が発注する工事予定価格5億円以上の当該工事と同一工種(建設業法別表第1に掲げる土木一式工事)の工事に入札参加できることとする。

また、平成17年7月1日以降に5億円以上の同一工種(建設業法別表第1に掲げる土木一式工事)を受注し、主たる部分を完成させていない場合は、当該入札には参加することができないものとする。

(2) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加し

た入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

平成17年9月20日(火曜日)

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課行

開札日 平成17年10月19日
工事年度・工事番号 平成17年度県債県かん第2号-3
工事名 日高川横断管設置工事
工事場所 御坊市野口～日高郡日高川町若野地内
共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体
共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____
担当者の所属及び氏名 _____
担当者連絡先(電話番号) _____
担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年9月20日

和歌山県知事 木 村 良 樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	那賀郡岩出町大字西国分松ノ上69番1、65番、61番、103番1の一部、60番の一部、里道
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市太田479-3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英